

住宅用太陽光発電「初期費用0円ソーラー」事業プラン登録に関する募集要領

1 目的

太陽光発電協会（JPEA）では、住宅用太陽光発電システムの普及・拡大に向け初期費用なしでサービスを展開される民間事業者を募集し、その事業者の事業プランを登録して JPEA ホームページに掲載することで利用者および事業者の方々に利用していただきやすいように取り組んでいきます。

- 2 なお、本件登録情報は、当該事業者より提供のあった内容であり、当協会はその内容につき、一切責任を負わないものとします。
- 3 初期費用なしでサービスをお求めの方々が、民間事業者を選択される際の参考情報の一つとして、本登録情報を提供します。

4 事業プランの募集

(1) 事業者の要件

初期費用なしで太陽光発電システムを設置するサービスを提供する事業者を募集します。事業者は、次の要件を備えていることとします。

ア 次の申立てがなされていないこと。

(ア) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て

イ 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

ウ 過去 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

エ 初期費用 0 円ソーラー事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること（債務超過の状況にないこと）

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しないこと。また、代表者及び役員が同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(2) 事業プランの要件

登録できる事業プランは、契約期間中において、常時下記の要件を満たしているものに限ります。

ア 施設所有者を対象に初期費用なしで、対象の施設に太陽光発電設備を設置するサービス（電力販売、リース等）であること。

イ 提供するサービスの内容（利用条件、支払い方法）や解約時・満期時の施設・サービスの取扱いのルールなどが、分かりやすく説明できるもの（WEB、パンフレット、その他説明書）が準備されていること。

- ウ 設置される太陽光発電設備が停電時においても、日射があれば電気供給する機能を有していること。
- エ 太陽光発電設備が故障した場合に、契約期間中は事業者により、速やかに交換又は修理対応を行うこと。
- オ 太陽光発電設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されていること。また、太陽光発電設備又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。ただし、太陽光発電設備が原因の場合は、設備のメーカーが補償する取り決めになっているか、取付工事が原因の場合は施工業者が保険会社等の一般的な保険商品等に加入していれば、この限りではない。
- カ 太陽電池モジュールが、JET 又は IEC の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
- キ 太陽光発電パワーコンディショナーが、JET による系統連系認証を受けたものであること。
- ク 機器保証（メーカー保証含む）、太陽電池モジュール出力保証、システム機器保証、施工保証が一定期間（サービス提供期間）以上あること。
- ケ 事業者および設備のメーカーに日本における営業拠点があること。
- コ 未使用品を導入すること。
- サ 地絡検知機能を有していること。
- シ サービスエリアの記載があること。
- ス 登録プラン契約に際して、上記以外の条件等、契約者負担となるものや制限の記載があること。
- セ 事業プランに関する問合せ先があること。
- ソ 事業者と契約者の間で太陽光発電協会が定める「初期費用 0 円モデル契約時確認書」の取り交わし、又はその内容に準ずる契約時重要事項説明を行い、それを確認すること。

5 登録申請方法

(1) 登録申請書類

事業者は、表 1 の登録申請書類及び表 2 の添付書類を提出ください。

表 1 登録申請書類一覧

様式 1	登録申請書
様式 2	事業者登録申請に係る誓約書
様式 3	事業プラン登録事項

表 2 添付書類一覧

事業プランの契約書雛形
事業プランの概要のわかる啓発チラシ等
その他、太陽光発電協会が提出を求めた資料

(2) 登録申請方法

登録申請書類一式を、電子メールにより、以下の申請窓口まで提出してください。
また、様式の Excel データも合わせて提出してください。

【申請窓口】

一般社団法人 太陽光発電協会 初期費用 0 円ソーラー事業登録係り

(3) 申請書類の取扱い

ア 申請書類の著作権は、申請者に帰属するものとします。

イ 申請書類は、審査及び登録後の事業運営に使用します。

ウ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

6 登録

(1) 登録

提出書類の審査を行い、本要領で示している要件を全て満たすと確認されたものから順次登録し、申請者に文書でその旨を通知します。各事業者が登録のための要件を満たしているかについて、太陽光発電協会から直接確認を求める場合があります。

(2) 登録期間

登録の日から登録の廃止が申請されるまで。

(3) 登録の更新

登録した事業プランについて、事業者が更新を希望した場合は、状況に応じて太陽光発電協会が更新を判断・決定したうえで、当該事業者へ通知します。

・表 1 の登録申請書類（太陽光発電協会が再提出を求める場合）

・表 2 の添付書類（登録申請時に未提出の場合）

(4) 登録の変更・廃止

登録した事業プランについて、事業者が登録内容の変更や登録の廃止を希望するときは、事業プラン変更申請書又は廃止申請書により申請してください。

(5) 登録の抹消

次のいずれかに該当する場合は、状況に応じて太陽光発電協会が判断・決定したうえで、登録を抹消することができるものとします。

ア 登録の申請内容に、虚偽や重大な誤りがあることが判明した場合

イ 関連する事業等に対する利用者からの不満や苦情への対応等が適切でなかったと認められる場合に改善を求めたものの、その改善が認められず、かつ同様の苦情や不満が継続して寄せられる場合

ウ 事業者の要件又は事業プランの要件を満たしていないことが判明した場合

(6) 登録要件の見直し

事業プラン登録の運用について、運用状況や社会情勢を勘案し、必要に応じて登録要件等を見直しを行う場合があります。見直し等に際しては事業者などが対応するための期間を設けます。

7 公表

太陽光発電協会のホームページにおいて、初期費用ゼロ円の事業プランとして、事業者名や事業プラン名、お問合せ先を掲載します。

なお、太陽光発電協会は、公表に際し、以下の文言を併記します。

- 8 「掲載の情報は、当該事業者より提供のあった内容を掲載しています、そのため、当協会はその内容につき、一切責任を負いません。利用者におかれましては、この点について十分にご留意頂き、本情報をあくまでも参考情報の一つとして 位置づけ、個別案件においては自己の責任で必要な情報を入手するなどして判断されるようお願いいたします。